

# 中野区教育委員会会議録

平成27年第26回定例会

平成27年10月16日

中野区教育委員会

平成27年第26回中野区教育委員会定例会

○日時

平成27年10月16日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時06分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 増田 明美

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

子ども教育部副参事（子育て支援担当） 永田 純一

子ども教育部副参事（保育園・幼稚園担当） 古川 康司

子ども教育部副参事（幼児施策整備担当） 濱口 求

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

11人

○議題

1 議決事件

(1) 第53号議案 中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

(2) 事務局報告

- ① 中野区基本構想検討素案及び新しい中野をつくる10か年計画(第3次)(素案)について(子ども教育経営担当)
- ② 中野区立図書館指定管理者候補者の選定結果について(子ども教育経営担当)
- ③ 平成27年度中野区立小・中学校就学援助認定者数・率について(学校教育担当)
- ④ 中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の選定結果について(学校教育担当)
- ⑤ 平成28年度中野区立学校の儀式的行事等の日程について(指導室長)
- ⑥ 平成28年度中野区立学校における学校教育の指導目標について(指導室長)

## ○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。教育委員会第26回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員は、小林委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

なお本日の報告事項、「中野区基本構想検討素案及び新しい中野をつくる10か年計画(第3次)(素案)について」に関連して、子ども教育部子育て支援担当、永田副参事、保育園・幼稚園担当、古川副参事、幼児施策整備担当、濱口副参事に出席を求めていますので、ご承知おきください。

また、本日の報告事項の「中野区立図書館指定管理者候補者の選定結果について」、「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の選定結果について」、「平成28年度中野区立学校の儀式的行事等の日程について」及び「平成28年度中野区立学校における学校教育の指導目標について」は、区議会報告前の資料となりますので後ほど回収させていただきます。

<議決事件>

田辺教育長

それでは日程に入ります。

議決事件、第53号議案、「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは第53号議案、中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが別添資料をごらんいただきたいと存じます。「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について」という資料でございます。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、この規定によります個人番号の通知及び利用に当たりまして、改めて中野区における個人情報の安全管理を図るため、中野区個人情報の保護に関する条例施行規則につきまして、下記のとおり規定を整備するものでございま

す。

まず記以下、1番の改正の内容ということでございますが、1点目は職員に対する研修についてでございます。実施機関におけます職員の個人情報の保護に関する知識の向上を目的といたしまして、研修の実施につきまして規定を設けるものでございます。

また、2点目は、登録事項といたしまして、特定個人情報に関する事項を追加するものでございます。

また、3点目でございます。個人情報の廃棄又は消去の方法等の規定の整備でございます。このうちまず1点目は、個人情報の廃棄又は消去につきまして、復元することができない方法により行うことを規定いたします。また2点目では、この廃棄又は消去した場合は、その記録を保存することの規定を設けます。また3点目でございますが、この業務を委託した場合に受託者から廃棄又は消去したことを証する書類を徴しまして、保存することを規定するものでございます。

また、4点目でございます。個人情報管理責任者による監督等の規定の整備でございます。まず1点目は、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うことを規定いたします。また以下でございますが、個人番号及び特定個人情報を取り扱う業務の明確化、また従事する職員の指定、また区域の明確化、さらには安全管理に係る取り扱い手順を定めることという内容を規定いたします。また、この手順につきましては、随時又は定期的に点検を行いまして、その他必要な措置を講じることといった規定も盛り込むという内容でございます。

裏面をごらんいただきまして、施行期日でございますが、公布の日から施行します。また3番、新旧対照表でございます。ごらんをいただきたいと存じます。

ただいま申し上げた内容のとおりでございますが、左が改正案、右が現行になってございますけれども、職員に対する研修につきましては第1条の3、また、その下、登録事項については第3条の第8号に規定をしてございます。また個人情報の廃棄又は消去の方法等につきましては第3条の2に規定をしてございます。

一番下のほうでございますが、個人情報管理責任者にかかわる内容の規定ということで裏面をごらんいただきまして、第4条に先ほど申し上げた内容につきまして規定をさせていただいているということでございます。

施行日につきましては、附則において規定をするといった内容となっております。

以下、別添2は様式等が添付されているところでございます。後ほどご確認をいただ

ればと存じます。

補足の説明につきましては、以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

マイナンバーについて、教育委員会のどのような業務で使われることになりそうなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

条例により規定をするということで、教育委員会といたしましては就学援助にかかわる業務といったことで、そういった業務につきまして番号法に基づきます業務を行うということになります。

渡邊委員

ありがとうございます。それ以外には、児童又は保護者、職員にかかわるものはありませんか。

副参事（子ども教育経営担当）

税の関係で申しますと職員につきましては源泉徴収にかかわる様々な事務において、個人番号も記載をすることになってございますので、法律のもとにそういった業務は発生するというところでございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにもございますか。

小林委員

第1条に研修を実施するというところで一番先に掲げられているわけなのですが、この研修について、現段階で想定される規模とか回数とか、そういうものはどういうふうに考えているか、ちょっと教えていただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

区全体で定期的に研修を行うとともに、日常的にはOJTと申しますか、そういった日常業務の中でも鋭意研修等を取り入れながら、適正な管理に努めていきたいというふうに考えてございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにもございますか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第53号議案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたします。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。

各委員から活動報告がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「中野区基本構想検討素案及び新しい中野をつくる10か年計画(第3次)(素案)について」の報告をお願いいたします。

副参事(子ども教育経営担当)

お手元にお配りをいたしました「中野区基本構想検討素案及び新しい中野をつくる10か年計画(第3次)(素案)」につきましてご説明を申し上げます。

資料をごらんいただきたいと存じます。これまで様々検討してまいりまして、このたび中野区基本構想検討素案及び10か年計画(第3次)の素案ができたということで、ご報告をさせていただくものでございます。

まず1点目でございますが、基本構想検討素案でございます。構成につきましては第1章から第5章までということで、記載のとおりの内容となっております。

(2)の記載内容等でございます。まちの基本理念のもと、八つの領域で見ました中長期的なまちの将来像と、10年後に実現するまちの姿等を描いているものでございます。

基本構想検討素案につきましては、資料1をごらんいただきたいと存じます。基本構想検討素案からの抜粋という資料になってございます。全体、八つの領域ごとに中長期的なまちの将来像ということで記載をしてございます。

1点目は、1ページでございますが、「I 産業と人々の活力がみなぎるまち」といったことで、記載のとおり産業等にかかわる内容の記載でございます。

2ページをお開きいただきますと、中ごろにIIでは「快適・安全な魅力ある都市」ということでございます。この中では都市の安全でございますとか、景観や緑ということ、また3ページでございます。II-4でございますが、災害への備え、防犯の取り組みが進んだまちということでございます。ここには直接の記載はありませんけれども、災害時における対応力の向上ということでは防災教育の面、また地域の生活安全の向上といった視点からは、子どもの安全確保といったようなことも、まちの姿としては考えているということでございます。

3ページ、その下ではIIIということ、「環境負荷の少ない、持続可能なまち」ということで記載のとおり内容となっております。

4ページをお開きいただきまして、「IV 誰もが成長し続けるまち」、ここが教育委員会所管にかかわる内容ということでございます。このうちの「IV-2 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち」ということでございます。グローバル化の一層の進展に対応できる確かな学力、体力、コミュニケーション能力と社会規範を身に付けるとともに、自他を尊重する態度が育っているという姿、また子どもたちは基礎から応用段階までみずから学ぶ力を身に付け、思考力や判断力、表現力など各自の個性を伸ばしているといった姿、また学校と地域が連携・協力する体制が整い、子どもたちは多様な体験や学習に取り組んでいるということ。更に特別な配慮を必要とする子どもたちを含めた全ての子どもたちが、個々に応じたきめ細かな教育を受け、地域の中で交流しながら、その可能性を伸ばしていること。

5ページでございますが、子どもたちの成長期の心の問題への多様な支援体制が整っている。更には家庭や学校、地域の協力した取組によりまして、子どもの体力が向上している。最後に豊かな食文化を身に付け、子どもが健やかに育っているといったことでございます。

その下、「IV-3 学びと文化を創造・発信するまち」では、図書館の内容等を記載しているところでございます。四つ目の丸でございますが、学校と図書館が連携した読書活動を推進することによりまして、子どもたちは読書に親しみ、豊かな創造力と生きる力を育んでいること、また図書館は地域性とともにもその専門性を高めまして、各館の個性に即した文化・情報の拠点として、区民の仕事や暮らしを支援していること、そのような記載を



しているところでございます。

5 ページ、その下は「V 支えあう地域のきずな」ということ、また6 ページではVIというところで「自らつくる健康で安心した暮らし」、また7 ページではVIIというところで「区民の暮らしを守る行政サービスの基盤」、最後に8 ページでは「VIII 区民とともに築く持続可能な区政」といったことで八つの領域ごとに10年後に実現するまちの姿を描いているところでございます。

説明文にお戻りをいただきまして、次に2でございます。「10か年計画(第3次)(素案)」というところでございます。

構成につきましては、記載のとおり1章から4章の構成となっております。

記載内容でございますが、基本構想の10年後のまちの姿を実現するために、区が取り組むべき方策を明らかにしてございます。計画期間は来年度から平成37年度までの10年間というところでございます。

また、2章でございますが、基本構想における八つの領域ごとに戦略を位置づけまして、施策の展開を記載しているところでございます。また展開につきましては、他の戦略に位置づけられている関連する事項を含めて、総合的なものとしてございます。

第3章でございますが、展開ごとの具体的な事項といたしまして、施策の方法、目標、成果指標、主な取組、実現へのステップを記載してございます。また他の戦略に位置づけられている関連する事項につきましては、実現へのステップにおいて再掲をしているところでございます。

最後に第4章でございますが、行財政運営の基本方針を示しているところでございます。10か年計画第3次素案の内容ということで、資料2をごらんいただきたいと存じます。先ほど申しました領域ごとに戦略ということで、取り組むべき施策の展開を記載しているところでございます。

2 ページでは、「まち活性化戦略」でございます。

続きまして4 ページでございますが、戦略IIといたしまして「安全・居住都市戦略」ということで、「安心・ゆったりなかの」ということでございます。このうちの5 ページでございますが、「II-4 災害への備えや防犯の取組が進んだまち」ということで、先ほども申し上げましたが、アでは「災害時における対応力の向上」ということで、二つ目の丸でございますが、中学生への防災教育の充実にも取り組んでいくといったことを記載してございます。

また、イでは地域の生活安全の向上ということで、直接の記載はございませんけれども、子どもの安全対策の強化といったことも組み入れているところでございます。

詳細については、後ほどまた別の資料でご説明をさせていただきます。

6 ページ、7 ページは「環境共生都市戦略」でございます。

続きまして8 ページをお開きいただきたいと存じます。戦略のIVは「生きる力・担う力育成戦略（育つ伸びるなかの）」といったことでございます。このうち9 ページでございますが、IV-2 ということで「自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち」ということで、アからエまで記載ということでございます。後ほど詳細の内容につきまして、別の資料でご説明をさせていただきます。

10 ページでは「IV-3 学びと文化を創造・発信するまち」ということで、イは「魅力ある図書館運営の推進」ということでございます。これも後ほど別の資料でご説明をさせていただきます。

11 ページ以降、戦略Vでは、「地域見守り・支えあい戦略」、また13 ページでは「スポーツ・健康都市戦略」、更には16 ページでは、「区民サービス基盤強化戦略」、最後に18 ページでは「持続可能な行政運営戦略」ということでございます。

なお、その次に「中野区基本構想検討素案」ということで、別添で参考までにおつけしでございます。後ほどごらんをいただききたいと存じます。

続きまして資料3-1をごらんいただきたいと存じます。先ほど申し上げました「戦略II 安全・居住都市戦略」、このうちの「II-4 災害への備えや防犯の取組が進んだまち」ということでございます。10 か年計画の抜粋ということでございますけれども、初めに10年後のまちの姿ということで、先ほど申し上げました基本構想検討素案の10年後の姿ということで四角囲いで記載をしてございます。

その次に「現状と課題」ということで、るる記載をしているところでございます。

104 ページをお開きいただきますと、3 段落目でございますが、インターネットや携帯電話等の利用が当たり前となり、子どもや高齢者が被害者となるインターネットを通じた事件が増加しているといった現状認識でございます。またネットを通じた誹謗・中傷等、いじめ被害も発生しており、児童・生徒への指導とともに保護者の意識啓発に取り組む必要があるといった課題認識ということで記載してございます。

施策の方向はアとイということでございますが、まずアでございます。「災害時における対応力の向上」ということで、このうちの主な取組といたしまして、107 ページでござい

ますが、中ほど⑥でございますが、「学校における防災教育の充実」ということで、「地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する中学生を育成するため、避難訓練の改善、地域と共同した防災訓練の実施、また地域防災訓練への中学生の参加を進め、全中学校に、中学生防災隊を組織していきます」といったような記載をしております。

次に飛びまして、109 ページ、イでございますが「地域の生活安全の向上」でございます。このうちの110 ページをお開きいただきますと、②でございますが、「子どもの安全対策の強化」といった内容を記載しております。子どもたちが安心して通える安全性の高い施設整備、また子ども自身の対応力の向上、地域における見守り活動の促進によりまして、子どもに対する犯罪被害の防止を図っていく。また下校時のパトロール等、地域ぐるみの安全対策の推進やセーフティ教室などによります防犯啓発活動によりまして、子ども自身の対応力の向上などにより、子どもの事故や犯罪の被害を未然に防止していくといった内容を記載しております。

続きまして資料3-2をごらんいただきたいと存じます。先ほど申しました「戦略Ⅳ 生きる力・担う力育成戦略」のうちの「Ⅳ-2 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち」でございます。10年後のまちの姿は先ほど申しました内容のとおりでございます。

「現状と課題」でございますが、グローバル化が一層進む中、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む必要があるといったこと、また、そのためには乳幼児期から小学校、中学校にかけまして、連携した教育が課題となっているということ、更には144 ページ、次のページでございます。また特別な支援が必要な児童・生徒が個々に応じた教育を地域で安心して受けられる環境整備も必要であるといったこと、更には地域に根差した特色ある学校運営を展開することで、次代を担う子どもたちを社会全体で育成するといったことも課題であるということで、課題認識を記載しております。

「施策の方向」につきましては、アからエの内容でございます。初めに145 ページ、アでございますが、「自らの道を切り拓き、生きる力を支える学力・社会性等の習得を目指した教育の展開」でございます。成果指標といたしましては、(2)に記載のとおりでございます。学力調査項目のうち7割以上の児童・生徒が目標値を達成した項目の割合ということで、今後10年に以下の記載のとおり目標値を設けまして、取り組んでまいりたいと考えております。

「おもな取り組み」といたしまして、まず1点目でございます。「学校教育の充実」とい

うことで、生涯にわたり学習する基礎を培う学校教育を充実させること、また課題を解決するための思考力、判断力、表現力を育てていくこと、更にグローバル化や情報化の進展を見据えまして、理数教育等の充実も図っていく。また児童・生徒の情報活用力の習得も図っていく必要があるといった記載をさせていただきます。

146 ページでございますが、確かな学力の育成、また人権教育、道徳教育、心の教育の推進等によりまして、豊かな人間性や社会性を育てていくこと、更には相談体制の整備、また命の尊さや心身の発達に関する知識を学ぶこと、更には社会的、職業的自立に向けた取組なども進めてまいりたいということでございます。

2点目は、「学びの連続性をふまえた連携教育の推進」でございます。小中連携教育の推進計画に沿った取組を実践いたしまして、小中連携教育を推進してまいります。また保幼小の連携につきましても、併せて進めていくということでございます。

3点目は、「質の高い教育環境の整備」ということで、学校再編の着実な推進など、小学校と中学校の9年間を見通した連携教育の推進を行ってまいります。また学校施設・設備等の整備を進めまして、安心・安全で快適な教育環境の提供ということでございます。

147 ページは、その「実現へステップ」を記載しているところでございます。

148 ページは、イでございます。「家庭・地域・企業など学校を取り巻く様々な人々の連携による教育の充実」でございます。成果指標は記載のとおりでございます。学校は保護者や地域の方の意見や願望を受けとめ、学校改善に生かそうとしていると考える保護者の割合でございます。

「おもな取り組み」でございますが、まず1点目では、「地域と連携した学校教育、地域の子育て活動の推進」でございます。大学等との連携の強化、更には学生ボランティアの活用などによる教育活動の活性化、また中学校区ごとの第三者評価の実施などについても記載させていただきます。また学校支援会議の強化についても記載をしているところでございます。

149 ページでは、地域での体験活動等、地域の中で学ぶ機会を増やしていくということ。こういったことによりまして教育活動の活性化などにも努めていくことを記載しているところでございます。「実現へのステップ」は記載のとおりでございます。

次に150 ページでございますが、ウでは「発達の課題や障害のある子どもの教育の充実」ということで、成果指標は記載のとおりでございます。学校は特別支援教育や発達障害等に関し、保護者への説明を行っていると考える保護者の割合ということでございます。

「おもな取り組み」は、1点目は「特別支援教育の推進」でございます。相談体制の充実のほか、一人一人の個性を認め合う活動の工夫など、また中学校においては情緒障害等通級指導学級の増設、また全小中学校への特別支援教室の設置などによりまして、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を進めていくということ。

また151ページでは、「配慮の必要な児童・生徒と不登校児童・生徒への支援の充実」でございます。ここでは日本語指導が必要な幼児・児童・生徒及びその保護者への支援、あるいは巡回支援など、適応指導機能と教育相談機能の融合などによりまして、適切な支援を行っていくということを記載してございます。実現へのステップは記載のとおりでございます。

次に152ページでございますが、エといたしまして「子どもの体力向上」でございます。成果指標は記載のとおり体力テストで目標を7割以上の児童・生徒が達成した種目数といった内容でございます。

「おもな取り組み」でございますが、「体力向上させる取組の推進」ということでは、運動プログラムの提供や指導、また153ページでございます、乳幼児から健全な生活習慣を身に付けられるよう支援をしていく。またオリンピック・パラリンピック教育を初め児童・生徒に運動への関心と意欲を高めさせるとともに、保護者、地域の体力向上への意識啓発なども図っていくこと、また保育施設や幼稚園等においても、運動遊びプログラムの取り組みを進めることなどを記載してございます。

②では、「食育・健康教育の充実」でございます。自ら健康の保持・増進に努める児童・生徒を育成するため、養護教諭等を中心といたしまして、組織的に食育や健康教育を推進してまいります。また学校保健委員会等の活用によりまして、保護者の意識啓発などにも取り組んでいくといった内容を記載してございます。

154ページは「実現へのステップ」ということでございます。

また、155ページでは「戦略IV-3 学びと文化を創造・発信するまち」ということでございます。

このうちの160ページでは「魅力ある図書館運営の推進」ということで、成果指標といたしまして、図書館は学びや課題解決に役立っていると感じている利用者の割合ということで、掲げているところでございます。

「おもな取り組み」といたしましては、1点目では「個人や地域の様々な学習活動への支援」ということで、区民の学びと自立を支え、各館の専門性に基づいて生活や地域の課

題解決の支援に当たること、また 161 ページでございますが、地域開放型学校図書館の整備を進めるとともに、子どもの読書活動の推進のため、学校図書館を充実させるとともに、家庭、学校、地域、図書館が連携をいたしまして、子どもの自主的な読書活動の動機づけ等を進めていくといった内容を記載してございます。

「実現へのステップ」については、記載のとおりでございます。

以上が 10 か年計画素案の主な内容ということでございまして、説明文に戻っていただきまして、説明文の裏面でございます。「3 区民意見交換会」ということで、今後以下の日程で区民意見交換会を開催させていただく予定です。また、これとは別に、関係所管におきまして区内で様々な活動を行う団体等とも対話の機会を設けまして、個別に意見をお伺いするような機会も設けていくということでございます。

一番下「今後の予定」でございます。10 月 20 日には区報特集号において広報をいたします。また今、申し上げました意見交換会等を経まして、年明け 1 月にはそういった様々な意見等を踏まえまして、基本構想検討案の策定、また 10 か年計画案の策定を予定してございます。その後パブリック・コメント手続を経まして、基本構想につきまして議案の提出、また議決をされましたら、10 か年計画の決定へと進めてまいりたいと考えてございます。

報告につきましては以上でございます。

田辺教育長

それでは、本報告につきまして各委員からご質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

増田委員

意見ではなく感想なのですが、自治体がこうした計画等を出すときに、国がやるべきことですか、例えば東京都がやるべきことを自治体の計画に書いてあるということが結構多いのですね。だけれども中野区の場合には全体的に中野区がやることに集中して、防災についても中学校の中学生防災隊をつくるというようなことも含めて、中野区らしさというのが出ているのがいいなというふうに感じました。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにご発言等ありますでしょうか。

渡邊委員

よくいろいろと検討されているのではないかなというふうに感じていました。

教育委員会にかかわるところで、学校再編については資料3-2の147ページに書いてあるのですけれども、例えば発達の課題がある、障害のある子どもたちの教育の充実について151ページのところにも、教室を設置するというような形は書いてあって、ここには学校名は書いてないのですけれども、まだ具体的には決まっていないがゆえに記載がないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

中学校の特別支援教室の件だと思います。これにつきましてはこれから検討を進めてまいりますので、具体的な学校名についてはまだ確定していないということでございます。

田中委員

今のところに関連するのですけれども、この資料3-2の150ページですか、配慮が必要な子どもたちの教育の充実ということで、非常に細かく丁寧に取り組まれていることが書いてあって、すごくいいと思うのですけれども、この教育の中で配慮が必要でない、それ以外の子どもたちが、地域の中でこういう子どもたちがいて、地域の中でこういう配慮がなされていて、そして将来にわたって地域の中で暮らしていくときに、そういう子どもたちと一緒に暮らしていくということを学んでもらうことは、私はすごく大事だと思っているのですけれども、そういう視点も何か表現できる部分があるといいなというふうに感じたのですけれども。

指導室長

150ページ、①の上から2段目、「副籍制度」というのがございまして、こちらは特別支援学校に在籍しているお子さんが、それぞれの公立学校に副籍の形をとりまして在籍をして、交流を図るという事業でございまして、また、特別支援教室は各学校に設置をいたしまして、配慮を要するお子さんの支援とともに、他のお子さんの障害に関する理解、保護者への啓発等も併せて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

田中委員

説明を受けると非常によくわかるので、その辺が本文を読んだときに理解できるようなところがあればいいかなと感じました。お願いします。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

まず一番初めの4ページのところですね。「自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち」と

いうことで、特に2番目で子どもたちは基礎から応用段階まで自ら学ぶ力を付け、思考力、判断力、表現力の育成、そういった各自の個性を伸ばすということなのですが、1番目のグローバル化の部分もそうですし、それから3番目の地域との連携もそうですが、この辺りは特に平成30年から新しい学習指導要領が示されてスタートしていくわけで、その辺りの情報を適切に踏まえながら、この中にしっかりと、方向性としてはこれでいいと思うのですけれども、文言整理をしていく必要があるかなと思います。やはり言葉でしっかりと、キーワードとして入れるべきものを入れていくということでしょうか。もちろんこの方向性はこういった形でいいと思います。

それから9ページの「自ら学び可能性を拓く子どもたちが育つまち」ということで、アに3点入っています。この中で特にアの2番目は、連携教育の重要性ということで、もう、これは従来やってきたもので、今後も非常に重視されると思います。先ほど渡邊委員もちょっと触れられていた3点目の学校再編のこと。学校再編をするということの一番の大きなポイントは、何と云っても子どもの数というのがやはり確保できないことから、こうした集団生活、集団活動の良さを生かした教育を展開していくということで、これでいいと思うのですけれども、私は更にこういった学校再編をするに当たって大事なことは、やはりそれぞれ地域と長い間深い関係を持って教育活動を進めてきた伝統があるわけですね。この伝統を生かすとともに新しい学校をつくっていくという意味では、これを機会に伝統と新たな創造を融合したような特色ある教育活動を進めていくという、そういう契機にしていきたいなというふうに思っています。ただ単に数を確保するために新しい学校をつくるというのではなくて、やはりその伝統を生かしながらも、新しい特色ある教育活動を進めていく重要性というものはしっかりと明確にするような、そういうものがしっかり入っていればいいかなというふうに感じました。

それから145ページですね、これはいろいろな見方があって、現在も成果指標は学力調査の項目でこのようにあるのですが、果たしてこういった指標が本当に適切かどうか。これがだめだと言っているのではなくて、これだけでいいのかということですね。学力調査項目の全86項目とあるわけですが、これが中野区の学力調査の優れた点であって、学力調査の中身が何なのかということがわからないで、ただどこが1番とか、非常に空虚なランク付けで教育を語ってしまうという、学校として一生懸命やっているものが正当に認められていないという部分があると思うのですね。この86項目をやはり教科ごととか、観点ごととか、しっかりと細かく見ていくということが非常に大事だと思うのですけれど



も、私はこういったものをもとにして学校ほどのように改善したか、その改善の指標を明らかにするとか、医学の世界でいえばこういった診断が下ったので、こういう治療をしました、そしてこういうような兆しが見えてきたのですという、そういう本来あるべきストーリー性を持った指標でないと、断片的にこれだけを取り上げるというのは、私はいかななものかなというふうに従来から思っています。したがって、こういったところは少し私は改善の余地があるのかなというような気がいたしました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにごありますか。

増田委員

私はスポーツですとか健康ということに重きを置いて、この資料を見ましたが、そのときに10か年計画としてちょっと重複しているなと思うところが気になったのですね。というのは例えば子どもたちの体力向上というところで見えていきますと、担当が教育委員会となっているところでは、154ページのステップ2でアスリート等を活用した運動・スポーツの機運の醸成とか、あと部活動支援などとなっているのですね。今度は、では地域における日常的な運動・スポーツの活動となったときに、187ページで同じように学校運動部活動の支援・計画、また下のほうにトップアスリートの招致による地域のジュニアアスリートを対象としたと。こちらの担当が健康福祉部というふうになっていて、多分これは中野区だけの問題ではないと思うのですね。例えば国にはスポーツ庁ができて、そのスポーツ庁の前に先駆けるように東京都のほうでは、もうこういう子どもたちの体力向上ですとか健康とか生涯スポーツとか、障害者スポーツと一括してやるというようなセクションができてと。それぞれにいいことをしようとしてやるのがいいことなので、これをどういうふうにすみ分けていくのかなということを感じるのですが、その辺のことを教えていただければ。

副参事（子ども教育経営担当）

今、委員ご指摘のとおり、様々所管がございまして、分かれているところでございます。スポーツ所管から見た視点ということで、また、この中には学校ということで私どもの視点というのは、学校の部活動、より広い範囲なのかなということはあると思います。ただ、重なる部分は確かにございますので、そういった部分については十分連携を図りながら、区全体として推進をしていくことが必要であると考えているところでございます。

田辺教育長

増田委員のおっしゃるように、それぞれが努力することが重複したり、あるいはそれぞれの所管ごとの役割の中で隙間があいてしまうということは避けたいことですので、やはり体力向上は、子どもだけでなく区民全体の健康づくりという問題ですから、その目標に向かってそれぞれの所管でお互い協力しながら、目標を達成していくということは努力していきたいというふうに思っています。

ほかにご発言等はございますか。

渡邊委員

これはまだ素案ということで、これからまた検討を繰り返すということですので、先ほど小林委員が言われたように、学力の目標という形は数値目標としてはわかりやすいのですが、やはりこれは非常に教育の現場においては危険かなというふうに思うので、単なる達成数値がよくなるというのではなくて、何らかの文言を加えて表現していただきたいなと思っております。

それと、社会に進出するグローバル化ということも確かにそうなのですが、学校の中にも国際化ということがかなり進んできている。いろいろな国の方々が一緒に学んでいる状況が増えてきて、何らかの形で外国とかそういった項目を多少今後は入れていかないと、これからは本当に多くの方がいらっしゃるということもありますし、そういった意味では他国の文化とか、いろいろなことを踏まえた何らかの教育とか、言葉を盛り込んでいただきたいのですが、そういったことは既に盛り込まれているのでしょうか。

指導室長

外国の方という形での取り上げ方ではございませんが、国際理解教育ということで、同等の立場に立ってそれぞれの文化、言語も含めたものを理解していく。そういう意味では国際理解教育の推進ということは今後も進めるということで取り組んでまいりたい、その文言については国際理解教育の推進がグローバル化を支えている、そういうような構造にはなっております。

渡邊委員

ありがとうございます。もう少しそういう意味では「学校の現場における」とか、何らかの文言も少し入れていただいたらいいのかなというふうに感じました。

田辺教育長

ほかにごございますか。

田中委員

この資料3-2の153ページの食育のところなのですけれども、上のほうに栄養や望ましい食習慣、食文化とかという文言がありますけれども、この食習慣というのは広く捉えると1日3回きちんと規則正しく食べましょうとか、そういったことだと思えるのですけれども、今の子どもたちの現状を見てみると、それにも増して子どもたちがどうやって食べているか。個食、1人で食べていたりとか、あるいは会話がなく食べていたり、早食いだったり、飲み込みだったりと、いろいろそういうふうな問題が現場では見受けられるので、広い意味では食習慣に含まれると思うのですけれども、ここに例えば括弧して「食べ方」というようなものを入れると、もう少しそちらのほうへ目が向いて、そのことというのは子どものこの時期にきちんとこういったことを身につけていると、彼らが今度親になったときにまた子どもへという意味で、世代を超えてつながっていく習慣になると思うので、この辺をぜひ少し可能であったら明確に入れていただけるといいかなと思います。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにごありますか。

それではこの基本構想及び10か年計画については素案ということで、渡邊委員もお話しになりましたように、これからまだ区民の方々の意見なども踏まえて修正するところは修正していくということですので、今、いただきましたご意見なども参考にさせていただきたいと思っていますし、また、これからも思いついた点がありましたら、ご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは本報告については終了いたします。

続いて事務局報告の2番目、「中野区立図書館指定管理者候補者の選定結果について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは中野区立図書館指定管理者候補者の選定結果につきまして、資料に基づきましてご報告をさせていただきます。

平成28年度からの新たな指定管理者を選定するために、中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づきまして、以下のとおり区立図書館全8館一括して管理をいたします指定管理者候補者の募集、選定を行ったところでございます。

これまでの経過でございますが、7月3日に募集要項を発表いたしまして、以下、応募受付、書類審査、面接審査、財務診断などを行ってまいりました。

応募申請状況でございますが、2に記載のとおりでございます。2事業体から応募をいただきました。

選定方式でございますが、公募によるプロポーザル方式ということで、庁内に設置をいたしました選定委員会におきまして、書類審査、面接審査を行うとともに、外部専門家による財務診断を行いまして、以下のとおり指定管理者候補者を選定したところでございます。

事業体はヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体でございます。代表団体は株式会社ヴィアックス、構成団体が株式会社紀伊國屋書店でございます。この事業体につきましては、現在も指定管理を担っている事業体ということでございます。

5番でございますが、指定管理者の指定期間は来年4月1日から33年3月31日までの5年間でございます。

また、今後の予定でございますが、教育委員会における議論を踏まえまして、11月には区議会第4回定例会に議案として提出をさせていただきたいと考えてございます。

以下、2月には協定の締結等の手続を行いまして、4月から指定管理者による業務を開始するといった予定でございます。

報告につきましては以上でございます。

田辺教育長

各委員から質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

昨今、選書の問題が随分メディアに出ていますけれども、この契約の中で共同事業体により選択した図書について、区が報告を受けて、それに対する何か対応が可能というような、そういった契約内容になっているのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

区といたしまして、図書館資料選定基準というものを設けているところでございます。この基準にのっとりまして指定管理者において適正に選定していただくということ、また、その結果につきましては区にも報告をいただくということで対応しているところでございます。

田中委員

わかりました。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、本報告を終了させていただきます。

続いて事務局報告の3番目、「平成27年度中野区立小・中学校就学援助認定者数・率について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは平成27年度中野区立小・中学校就学援助認定者数と率について説明をいたします。お手元の資料をごらんください。

平成27年度当初認定の数は、小学校が1,669人、中学校が859人となっております。認定率は小学校が18.9%、中学校が26.9%でございます。

過去10年間の就学援助の認定者数と率の推移は表に記載のとおりでございます。またグラフは過去10年間の就学援助の認定率の推移を表したものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

田辺教育長

各委員から質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

10年間の推移をグラフで見ますと平成25年から平成26年にかけて、就学援助が減ってきたように実際には見えるのですけれども、これは生活保護の基準の引下げの影響がここに踏まえられているのではないかというふうに思えるのですけれども、この点についてはいかがでしょう。

副参事（学校教育担当）

就学援助につきましては収入基準を設けまして、それで認定をしております。経済状況等いろいろな要素があると思います。渡邊委員ご指摘のように、生活保護の基準に基づいて行っております。生活保護の基準のほうが平成25年度から平成27年度にかけて段階的に引き下げられております。したがって、これに基づきまして影響を受ける児童・生徒がいるというふうに思われます。この影響を受ける児童・生徒につきましては、平成26年度から平成28年度までの3か年にわたりまして、経過措置を行っているところでございます。

ちなみに平成27年度の経過措置の認定者数は、小学校が136人、中学校が65人、合計で201人というふうになっております。

渡邊委員

非常に重要なことで、区民みんなが平等に教育を受けるために、一部の経済的状況下で受けにくくなってしまった。はざまに入ってしまった方に段階的にということで、経過措置を行っているというような言葉があったのですけれども、具体的にはどの程度というか、以前は受けられたけれども基準引下げによって受けられなくなった方がいらっしゃると思いますけれども、具体的にどんな形で援助されているのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

就学援助につきましては、費目がございます。その費目のうちの一部、一時に多額な金額が必要なもの、そういったものについては、経過措置ということで補助をしているという形になっております。

渡邊委員

参考のところに書いてある就学援助の支給費目、この辺りについて支給されているというふうに考えてよろしいのですか。

副参事（学校教育担当）

就学援助の支給費目につきましては、資料の一番下のところに参考という形で記載しています。こういった項目について支給をしております。経過措置の対象費目としましては、このうち新入学学用品の費用ですとか修学旅行の費用、移動教室、校外活動費、校内鑑賞教室費、それから卒業記念アルバム費、こういったものについて経過措置として支給をしております。

田辺教育長

ほかにごございますか。

小林委員

今の話に関連してちょっとお尋ねしたいのですが、支給費目について、学校の教育活動によっていろいろなものが想定される場合、この費目を変える、又は場合によっては追加するとか、そういうようなことは実際にあるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

この費目で運営をしております、この費目以外のものをというような特段の要望等は、現在のところございません。

田辺教育長

ほかにごございますか。よろしいですか。

それでは本報告を終了させていただきます。

続いて事務局報告の4番目「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の選定結果について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

それでは、中野区軽井沢少年自然の家の指定管理者候補者の選定結果についてご報告いたします。

平成28年度からの新たな指定管理者を選定するために、指定管理者候補者の募集及び選定を行いました。指定管理者候補者選定までの経過につきましては、資料記載のとおり、7月に募集要項を発表した後、公募の説明会、それから応募の申請の受付、1次審査、2次審査で書類審査、面接審査、それから財務診断、こういったことを行いまして選定をいたしました。

応募申請の状況なのですが、応募申請数は1事業者でございます。

選定方法は、公募によるプロポーザル方式という形で行っております。

選定結果につきましては、資料記載のとおり、株式会社旺栄でございます。この事業者は、現在も指定管理者として軽井沢少年自然の家の管理を行っております。

それから指定管理者の指定期間ですけれども、こちらは平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間になります。

今後の予定でございますけれども、第4回の区議会定例会に指定管理者の指定に関する議案を提案していきます。同意の議決が得られましたら基本協定、それから年度協定、それぞれ締結をしまして、4月から指定管理者による業務を開始してまいります。

報告は以上でございます。

田辺教育長

本報告につきまして質問等ございますか。

渡邊委員

応募が1事業者ということですが、以前やられていた業者なので問題ないと思っ  
てはいるのですが、改めて事業内容とか体制とか、そういった内容を確認して、ある程度の基準は全てクリアしているというふうに思っております。

副参事（学校教育担当）

応募に当たりますと、要項に基づきましてそれぞれいろいろな書類を作って申請をしていただきました。会社の状態、それから指定管理者としてこの施設を適正に管理できるかどうか、それから会社の財務診断といったことも検討しまして、適正な業務ができると

いうことで判断をしております。その判断につきましても、庁内に設置しました選定委員会、こちらのほうで公正公平に選定をしておりますので、大丈夫だというふうに考えてございます。

田辺教育長

ほかによろしいですか。

それでは本報告は終了いたします。

続いて事務局報告の5番目、「平成28年度中野区立学校の儀式的行事等の日程について」の報告をお願いします。

指導室長

平成28年度中野区立学校の儀式的行事等の日程について報告いたします。

資料中段にありますように、中野区立学校の長期休業日につきましては、中野区立学校の管理運営に関する規則で定められており、それを踏まえまして区立幼稚園、小学校、中学校の始業式等の儀式的行事を資料のとおりに決めました。日程は本年度と同様の時期となっております。

報告は以上です。

田辺教育長

本件につきまして、質問等ございますか。よろしいですか。

それでは本報告を終了します。

続きまして事務局報告の6番目、「平成28年度中野区立学校における学校教育の指導目標について」の報告をお願いします。

指導室長

平成28年度中野区立学校における学校教育の指導目標について報告いたします。

資料にあります「I指導目標」、「II基本方針」に変更はございません。「III平成28年度の重点」につきまして、裏面でご説明いたします。

2点ございます。まず(1)についてです。小中連携教育については、来年度で4年目を迎えます。小中連携教育の一層の充実を図るため、「各中学校区」と「一層」という言葉を追加いたしました。

次に(2)についてです。学習内容の定着や授業改善については、本年度も取り組んでいるところです。来年度は特にアクティブラーニング、課題を自ら見出し、解決する学習を支える主体的な学びのための授業改善として、「学習評価」から「児童・生徒の学習意欲を喚



起すための」という言葉に変更いたしました。また達成の狙いとして、「学力の向上に努める」といたしました。

報告は以上です。

田辺教育長

本件につきまして、ご質問等ございますか。

田中委員

前回の教育委員会で来年度の教育予算編成に向けての基本姿勢を検討・協議したわけですが、それとこの来年度の指導目標というのはどういう関係というか、位置付けになるのでしょうか。ちょっとその点だけ教えていただければと思います。

指導室長

こちらの指導目標も踏まえまして、例えば来年度、中学校区における取組の予算要望であったり、授業の充実における人的支援の改善であったりというような視点で連動させながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

田辺教育長

ほかにごございますか。よろしいですか。

それでは本報告を終了いたします。

そのほかにも報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

最後に、事務局から次回の開催について報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

次回の教育委員会につきましては、10月30日午前10時から、地域での教育委員会といたしまして、桃園第二小学校にて開催する予定でございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第26回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時06分閉会